

六次産業化・地産地消法に基づく 総合化事業計画の認定証交付式を開催します

東海農政局は、「六次産業化・地産地消法」（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）に基づき、農林漁業者等が作成した総合化事業計画を認定しています。

令和 2 年 9 月期認定では、中津川市の株式会社森本研究所が認定されましたので、認定証交付式を開催します。

■日時

令和 2 年 10 月 20 日（火曜日） 13 時 30 分から

■場所

中津川市役所 4 階大会議室（中津川市かやの木町 2 番 1 号）

■主催

農林水産省 東海農政局
（認定証交付者 地方参事官 皆川 浩貴 氏）

■事業者概要

株式会社森本研究所は、自家製の唐辛子やにんにく等を利用した加工・販売を目指しています。

■総合化事業計画の認定累計件数（当該事業を含む）

岐阜県内	79 件
中津川市内	6 件

■その他

・六次産業化・地産地消法は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（6 次産業化）に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進（地産地消）に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的としています。

・総合化事業計画とは、農林漁業者等が農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画を策定し、農林水産大臣が認定を行うものです。

・お越しの際は、新型コロナウイルス感染防止のためマスク着用をお願いします。

お問い合わせ先

農林部 農業振興課 農務係 担当者：楯 優希
電話：0573-66-1111（内線 239）